

葬儀の変化と集落運営の継承

「壬生の花田植」を伝えている安芸門徒の集落の事例から

Changes to Funeral Rites and Inheritance of Settlement Management :
The Case of Akimonto Settlements that Hand Down “Mibu no Hana Taue”

新谷尚紀

SHINTANI Takanori

はじめに

- ① 町村合併と火葬場設営
- ② 葬祭ホールの開設と葬儀の変化
- ③ 壬生地区の下川東の事例
- ④ 地域社会の維持運営とその変遷
- ⑤ 本稿の論点

【論文要旨】

本稿は、1980年代まで葬儀における地域社会の相互扶助を比較的維持してきた農村部におけるそれ以降の2020年の現在までの変化を追跡したものである。葬儀の変化のうちとくに集落での葬儀の伝承に大きな役割を果たしてきた講中とか組と呼ばれる近隣組織の相互扶助の関係が、新たなホール葬や家族葬へ、という変化の中で、どのように変化しているのか、具体的な調査事例をもとに分析し論じたものである。そして、葬儀の変化が集落の結集に影響を与える程度というのは、それぞれの集落の旧来の結集力に葬儀の相互扶助の関係がどれだけの比重をもっていたかによって異なるということが指摘できた。調査地とした広島県西北部の俗に安芸門徒と呼ばれる浄土真宗の卓越した地域では、葬儀の相互扶助をはじめ集落の結集の上で大きな機能を果たしていたのが講中とか組という近隣組織であった。そのまともりが、ホール葬の導入によって弛緩している事例もある一方で、今回集中して調査した地域社会では、2008年のJA「虹のホール」の開業以降に進んだホール葬の採用へという変化の中でも、講中の相互扶助の関係と一定の結集力は維持されてきていることが追跡できた。その背景として注目されたのは、1980年代から進められた農事組合法人の設立による、旧来の個家別営農から集落営農へという展開に成功したという事実である。同じ町域の大小約160の集落でも2008年の時点で法人組織や特定営農団体が設立されていた25の集落では、比較的集落の結集力が維持されているという傾向性が指摘できる。つまり、今回の調査地及びその町域の集落におけるホール葬の採用をめぐる2010年から2020年ごろの急速な変化は、集落ごとの生産と生活の変化に連動しており、それまで均質であった集落運営のありかたに対して、それぞれの集落が維持していた結集力の強弱の差異を顕在化させてきているということができ

【キーワード】 講中, ホール葬, 圃場整備, 農業法人, 集団営農体制

はじめに

葬儀における地域社会の相互扶助の関係の緊密さとその意義について、民俗学はこれまで長く注目してきた。戦後の高度経済成長期（1955～73）を経る中で進んだ産業構造の根本的な変化と変質が日本各地の農山漁村でそれまで伝承されてきていた地域社会の自治的な連帯や相互扶助の関係を弛緩させてきたという動向に注目する研究の必要性も認識されてきている。筆者も民俗学の観点からその問題について少しの試論〔新谷2011・2015〕を提示しているところであるが、それらをうけて調査対象として継続している北広島町域（旧千代田町域の）⁽¹⁾の中の、とくに「壬生の花田植」という伝統的な行事を伝えている壬生の下川東地区の事例に注目して、その情報収集と調査と分析とを本稿では試みることにする。このような葬儀の変化と地域社会の動向という問題に焦点を当てた先行研究がまだないために、本稿は参考文献が少ない中での調査研究の試論的な実践例として提出するものである。

①……………町村合併と火葬場設営

まず、論述の上での前提として関連情報を前稿〔新谷2011・2015〕を参考にその一部を紹介しながら提供しておく。

(1) 町村合併

広島県山県郡北広島町は、いわゆる平成の市町村合併特例法改正（平成7年1995年4月1日施行－平成17年2005年3月31日失効）により、平成17年（2005）2月1日に誕生した新しい町で、それまでの近隣の大朝町・芸北町・豊平町・千代田町の旧4ヵ町が合併した町である。近世の藩政時代からの村や町の合併と変遷の歴史を整理しておくと、図1にみるとおりである。旧千代田町の場合でも藩政村の21ヵ村の統合による規模であり、生活単位としての近世的な集落が新たな近代的な町村編成の中に移行していったことが指摘できる。

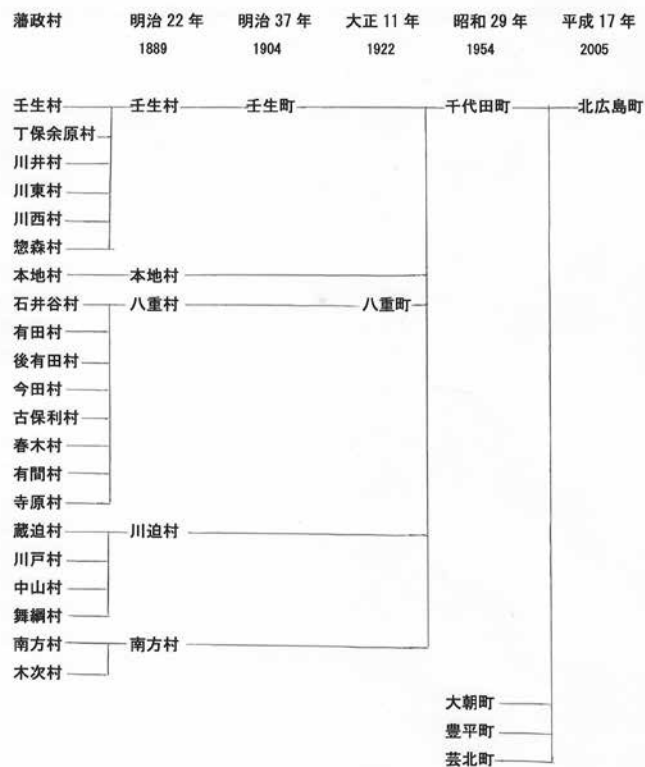


図1 近世から現代への町村合併

(2) ヤキバ(焼き場)から公営火葬場へ

旧千代田町域の集落には近世から近代の地方制度の中で部落と呼ばれてきた各地域ごとの単位がありそれが同時に浄土真宗門徒の結集の単位でもある講中と呼ばれる単位とも多くの場合重なりあって、地域ごとの生活協同的な単位として大きな機能をはたしてきている。その部落ごとに山寄りの場所にヤキバ(火葬場)が設けられており、部落や講中の人たちの相互扶助によって当番の4、5人ほどが担当して藁と薪を使って火葬を行な



写真1 ヤキバ(焼き場)での火葬 北広島町新庄岩戸
坪井洋文氏撮影(1958~59年頃)

っていた。そのヤキバ(火葬場)はそれぞれ立地上の便宜から同じ部落でも遠くなる場合には別々に設けられていたり、隣の部落との境目などで近い場所の場合には2つの部落の共同利用となっていた例もあった。

町営火葬場「慈光苑」の設立 しかし、1970年(昭和45)8月に町営の火葬場「慈光苑」が春木部落のはずれで民家から離れた恩ヶ迫という地名の場所に設立されて、町内のほとんどがその新しい町営火葬場の利用へと移行していった。その「慈光苑」は、総工費は822万円(国民年金特別融資250万円、町費572万円)、敷地面積は2,900m²(879坪)、建築総面積は126.6m²(37.3坪)であった。それによって、旧来の地域ごとのヤキバ(焼き場)で当番の人たちが午後から一晩かけて翌朝まで焼く方式から、午後の明るいうちに重油のバーナーの火葬炉での職員の手による約2時間程度の火葬という簡便な方式へとなっていった。それは同じ火葬とはいっても、旧来の地域ごとのノヤキ(野焼き)の火葬とはまったく異なる方式であったが、人びとの労力負担を大きく軽減した簡便なものでまもなく定着していった。

北広島町営「慈光苑」の設立 2005年(平成17年)2月の町村合併による北広島町の成立の後、老朽化が進んでいた千代田町立の旧慈光苑にかえて新たに北広島町立の新「慈光苑」が、2008年(平成20年)11月28日に竣工された。

②……………葬祭ホールの開設と葬儀の変化

(1) JA虹のホール

北広島町営の新たな「慈光苑」が竣工された2008年(平成20)は歴史的にみても、この旧千代田町域の葬儀の変化の一つの画期となった年であった。それはJA広島北部が北広島町の中心地の有田に2008年(平成20)7月1日に葬祭ホールのJA「虹のホール」を開業した年でもあったからである。式場は座席108席、会食室に座席48席、それに通夜室・親族控室・風呂を備えており、

設立資金は約1億1000万円～2000万円で、2011年（平成23年）の段階で、正職員が男性4名、臨時職員が男性1名、女性7名であった。そして、利用者のための案内として通夜から葬儀までの流れがパンフレットに示されていた。これは、旧来の地域社会で古くから行なわれていた葬式の次第とはまったく別の、新しい業者的なマニュアルであったが、意外にもこれがあまり混乱もなく受け入れられていくこととなった。

(2) 壬生と花田植

本稿で注目してみる壬生という地区は、前掲の図1にみるように、藩政村の時代の6カ村つまり壬生村、丁保余原村、川井村、川東村、川西村、惣森村が、明治22年（1889）に壬生村に編成され、その後明治37年（1904）に壬生町へととなった単位が継承されている地区である。現在では壬生地区区長会と壬生地区振興協議会が結成されており、国指定無形民俗文化財でありユネスコ世界無形文化遺産登録の「壬生の花田植」も、その保存団体として2014年（平成26）に特定非営利活動法人（NPO法人）「壬生の花田植保存会」が新たに結成されてからは、壬生の商工会とともに16区からなる壬生地区区長会と壬生地区振興協議会が積極的に参加し支える団体となっている。この「壬生の花田植」については、筆者も参加した『壬生の花田植—壬生の花田植現況調査報告書』⁽²⁾に詳細がまとめてあるのでここでは紙幅の関係から省略しそれを参考にさせていただきたい。

(3) 壬生地区の丁保余原の事例

丁保余原には滝ヶ追講中（上）と保余原講中（中・中・下）の大きくは2つ、小さくは計4つの講中があり、現在でも講中の行事であるお寄り講が存続しており、毎月地区の常会とセットになっている。このお寄り講と常会には欠席できないのが現状だと人びとはいう。そこですべて地域の重要なことが相談されたり決められたりするからである。かつては講中の家々で順番に宿をしていたが、1989年（平成1）からは地区に作られたほよばら会館で行なうようになっており、飲食はもうなくなっている。会館には浄土真宗の阿弥陀仏像が安置された仏壇もあり、毎月25日に集まって有田の光明寺の住職を呼んでお寄り講の念仏と説教とがあり、それが終わってから常会が開かれている。有田の光明寺が都合がつかない時などは地元の壬生の教得寺の住職をお願いしている。葬儀のすべては講中の役目として相互扶助の方針で行なわれてきているが、そのような中での最初の変化は、1998年（平成10）のこの丁保余原の旧家の服部泰久氏の葬儀の時であった。そのとき初めてJAの葬儀サービスを利用した。この丁保余原地区は農事組合法人の結成も他の地区が2003年（平成15）ころであった中で、1996年（平成8）と先進的に早かった地区であり、地域の結束の固い地区である。その法人組織への転換を指導したのがその服部泰久氏を中心とする人たちで、服部氏は内外に人望の篤い人物として現在でも記憶されている。率先して先を見越し地域の人たちの負担の軽減を考えてのことであったろうと今も語られている。

この丁保余原地区における、2008年（平成20）7月に開設されたJA「虹のホール」の利用の最初は2010年3月の服部武さん（壬生の益田病院で臨終）で、次が2010年9月の立川良隆さん（広島市の安佐市民病院で臨終）、次が2011年4月の和泉玉男さん（八千代町の病院で臨終）で、いずれも病院で亡くなるかたちが多くなっている。自宅での葬儀の最後は2010年12月の森本つや子さ

ん 90 歳（益田病院で臨終）と、2011 年 2 月の佐々木策郎さん 98 歳（益田病院で臨終）でいずれもたいへん高齢で大往生というかたちであった。自宅の葬儀ではこれまでの講中の決まり通りに葬儀は行なわれ、葬祭ホール利用の場合でも、葬儀の場所として自宅の代わりにホールを借りるだけで、講中の協力による方法は固く遵守されている。丁保余原は古くから結束の固い集落であり講中の機能低下や消滅などは考えられないという。そして、葬儀の進行役のために、葬儀式次第のマニュアルメモが作成されており、滞りなく葬儀が進められるよう配慮されている。JA「虹のホール」での葬儀へと移行していった中でも、2020 年の現在までこのような葬儀式が営まれている。喪家当主の意向を最優先として、場所は地元のほよばら会館か JA「虹のホール」かそのいずれかが選択されている。

③……………壬生地区の下川東の事例

川東は広い農地が広がっており上川東と下川東と 2 つに分かれており、講中も氏神も別で、たがいに別々の集落と考えてよい。下川東は上条^{うえじょう}（12 戸）・中組（9 戸）・山根（6 戸）・沖の上（8 戸）・沖の下（7 戸）の 5 つの組からなっている。講中の付き合いはその下川東講中が一つのまとまりであるが、葬式の手伝いは主としてそれぞれの組の中で担われている。そのうちの下川東の中組 9 戸の葬儀の変化の様子について、前稿で 1986 年（昭和 61）から 2011 年（平成 23）まで追跡してみた。それを再確認してみるところから、その後の変化の跡までを追跡してみる。

(1) 中組の 1986 年（昭和 61）から 2006 年（平成 18）までの葬式

表 1 が 1986 年から 2006 年までの 8 名の葬儀の情報である。最初の 1986 年（昭和 61）12 月 24 日没の男性（88 歳）の葬式はまだこの地域で古くから伝えられていた伝統的な葬式であった。12 月 23 日に 88 歳で亡くなり葬式が 24 日に行なわれた。葬式のもっとも重要な部分は飲食ごとであり、講中の記録にもその記述が多い。本膳は、「おひら」、「かさ」、「お鉢」、「みそ汁」で、おひらは、不幸（葬式）の時は偶数、慶び（結婚）のときは奇数が決まりであった。このときの「おひら」は、①大根（小さい物は輪切り、大きい物は半月、厚さは 2 cm くらい）、②こんにゃく（2×4 で 8 枚おとし、三角形）、③人参、④ごぼう、⑤ホーレン草（この③人参・④ごぼう・⑤ホーレン草はいずれも約 8 cm で 2,3 枚におとす）、⑥油揚（三角形の油揚の左右両方を三角形に切りおとし残った中央の長細い部分をみそ汁の実にする）の偶数の 6 種類であった。ホーレン草以外ぜんぶ一緒にガス釜で炊き、里芋を入れるときにはねばるので別に煮ること、という注意書きがある。次の「かさ」の内容は、アラメ、油揚げ（千切り）、こんにゃく（細い千切り）、しいたけ、である。「お鉢」は、御飯である。「みそ汁」の具は、豆腐、油揚げ、麩、ネギである。喪家と近所と親類から大根、人参、ホーレン草、ネギが提供されている。

本膳の用意は 100 人分で、買い物には、こんにゃく 16 袋（32 枚）、ごぼう大 1 束、油揚 70 枚、豆腐 22 丁、ネギ大 1 束、アラメ 20 袋、白黒ゴマ 2 丁ずつ、味噌 3 k（2 kg）、ハイミー 1、味の素 1、麩 5、と書かれている。そして、米と酒については、23 日（通夜）には米が 4 升に酒が 2 升、24 日（葬式）には米が 1 斗 5 合に酒が 2 升とある。

表1 1986年(昭和61)から2006年(平成18)までの葬儀
(「中組の記録」(自61.12.23)より)

新谷 2015 より再掲

1986年(昭和61)12月24日 男性(88歳)
この1980年代半ばの時期には、まだこの地域で伝えられていた伝統的な葬式であった。
1989年(平成元)11月4日 男性
このときも本膳が100人分も用意されたが、喪家の方からは多すぎるくらいだから止めてもらってもいいですよ、とのことであった。しかし、そういうわけにもいかないので、これまでどおりに用意して100人分となった。「送り膳」といって講中のなかでも隣りのクミ(組)の家々や、カナオヤなどをはじめとして、クミ(組)以外の特別なつきあいのある家に配る膳も用意されていた。
1990年(平成2)2月5日 男性
このときには「送り膳」が7個のはずであったが、今回からは「送り膳」はなしということに決定した。
1990年(平成2)7月14日 男性
このときには、ご飯や味噌汁や漬物などはこれまでどおり作るが、おかずはバックで150人分ほど新見仕出しセンターからとった。しかし、パイン缶詰やさくらんぼなどが入っており、黄色や赤色は葬式にはおかしいのではないかと、もう少し色どりを地味にしてほしいとお店に言いに行ったこともあるという。
1991年(平成3)2月28日 男性
これまでは葬式も本膳のオトキも喪家であったが、このときは葬式は喪家で行なったが、本膳のオトキは集会所で食べた。バックはとらずむかしからの料理と献立で葬儀の本膳は130人分用意した。このときは通夜から葬式の2日間で喪家から提供された米1斗4升が消費されている。
1995年(平成7)3月14日 男性
これまでどおりの賄いで本膳70人分が用意されている。料理は集会所で作りそこで食べるかたちへとってきている。
2003年(平成15)10月18日 女性
おかずだけの1000円のバックがとられているが、その他の料理も作られており、米は喪家から2斗ほど用意され、そのうち1斗2升が消費されている。このときから通夜菓子はなしとした。これまでは他所から通夜に来た人に菓子を配っていたが、それを止めることとした。通夜は親類も含めて友人など他所から来る人のためのもので、講中など地元がくるのはクヤミ(梅やみ)という。講中は通夜には参加しない。
2006年(平成18)7月17日 女性
炊事は集会所でして通夜の晩御飯はそれを食べた、翌日の葬儀は喪家でした。昼の本膳は御飯付きのバック80人分を購入した。みそ汁などは作った。通夜に来た人へはお茶も出さないように決めた。また都合で葬儀の手伝いに出られない場合にはこれまでは代わりの人を立てていたが、そのときの判断にまかせて代わりの人を立てないでよいこととした。

葬式当日の注意書きとしては以下のように書かれている。

- ・手伝いの者は昼飯を手の空いた時にかんたんに食べておくこと(式の時か、式の直後、または本膳を出す前)。片付けや帳場の計算が済んだあと本膳を並べて喪主の挨拶のあと頂く。片付けは自分たちです。その後お菓子を頂いて片付けはしないで帰る。
- ・お寺さんと伴僧さんは膳を使って講師部屋で食べてもらうこと。
- ・お布施は食事が済んだあとお寺さんに渡す。○本膳に親族が揃ったらティッシュヤク(亭主役)の挨拶のあと酒をついでまわる。その後すぐ汁をつぐ(汁は覚まさないよう注意する)。
- ・椀は袋に入れられる状態にかさねて、テーブルの上などで風に当たるようにしておく。
- ・おひつは増見や(屋号)から4つ、増や(屋号)から3つ出す。
- ・送り膳は膳を使うこと。

帳場の記録も転載されており会計上の内容も周知されるようになっている。蔵迫の勝龍寺と有田の大福寺の住職が葬式にやってきており、勝龍寺にお布施2万円と灰葬料5000円、大福寺にお布施2万円、伴僧にお布施1万円、2名の伴僧に寸志7000円ずつ、とある。

(2) 2008年(平成20)JA「虹のホール」の営業開始

この表1の最後の2006年(平成18)の葬式では、葬式における飲食と台所の賄いなどがそこにあるように次第に簡略化をしてきていたのだが、2008年(平成20)のJAの葬祭ホール「虹のホール」の開設と営業開始は大きな変化のきっかけとなった。はじめて「虹のホール」を利用する例がはやくも2010年(平成22)にはあらわれた。そして、その最初の事例では、慣れない葬祭ホール利用と、従来の方式との食い違いが若干の混乱をみせたが、2回目、3回目となると葬祭ホール利用のきわめて簡便な方法が受け入れられ定着してくることとなった。

中組で最初の「虹のホール」利用の例 まず、2010年(平成22)8月24日の男性(66歳)の葬式の例である。この時にはじめてJA「虹のホール」を利用した。料理も作ったが、葬式の日の昼食の本膳は止めておむすびと漬物だけにした。次回からは喪家でのご飯は作らないこととして、おむすびと漬物だけにした。ただし、従来の葬式の賄い仕事は、およそ以下のような流れになっていた。

(1) 死亡当日、朝から昼の早い内の死亡ならその日の夜に通夜。夕方から夜に死亡なら1日おいて2日目に通夜。クミの当番の人が2、3人で通夜の晩御飯を作って喪家をはじめ親族などに食べさせる。

(2) 葬式当日、クミの当番の人が2、3人で朝6時ころに起きて集会所でご飯を炊いて味噌汁を作り、漬物やおかずを作ってその朝食を喪家にとどける。喪家では家族、親族、集まったクミの手伝いの人たちでその朝食を食べる。昼食の本膳(オトキ)の準備が朝8時ころから始まり、買い物や講中の膳碗などの用意をする。寺の住職がやってきて葬式が始まるのは10時か11時前ころ。葬式が終わって本膳(オトキ)になるのは13時ころ。それが終わって夕方にかけて香典報告があり、こんどはシアゲ(仕上げ)といって親族がクミの人たちに食事のもてなしをする。

それが、このたびはじめてJA「虹のホール」を利用することになったことにより、今回は次のようになった。

(1) 死亡当日、24日13時43分死去。午後到大福寺と教善寺の住職が来て枕経。25日12時30分クミの者が買い物に行き午後2時に集会所に集まり料理をしたり葬式の準備をする。クミの女性たちが晩御飯の用意をして17時ころにこれまで通りの料理を喪家に届ける。家族親族の人数20人分。19時に喪家で通夜、教善寺の住職の読経。

(2) 葬式当日。26日10時から集会所で御飯を炊いておむすびを作り喪家へ持っていった。家族親族の20人分。11時ころ、「虹のホール」で朝から帳場を開いている男性のもとへも4人分のおむすびをもっていく。残っていた男性3人と女性のおむすびは集会所で食べた。12時に喪家を出棺、クミの男性全員が一緒に行く。女性は13時に「虹のホール」に行く。14時から葬儀。その前に13時過ぎから「虹のホール」の係員から説明がある。メモには「すべて係の方の指示がある。お寺の方、4人そろったらお茶とお菓子、おしぼりを出す。葬儀が始まったらお茶、おしぼりをさげる。お菓子があればそのまま。終わったらお茶、おしぼりを出す。今回は(お寺さんは)食事をされず

に帰られたのでパックを渡す。」とある。指示した係員はJAの職員で顔見知りの人であった。14時に始まった葬式が終わり、15時に出棺で火葬場「慈光苑」へと向かう。注文しておいたホールに隣接している業者の「早乙女たちの台所」からホールへパック料理が届いてからオトキの準備を、火葬場から帰ってきた人のためにしておいたが、このときは17時40分ごろに拾骨、集骨をしてそのあと火葬場から直接喪家に帰ったので、パック料理は持って帰った。18時30分ごろクミの者は一同で集会所に集まり、帳場の報告と喪家からのお礼の挨拶があり、オトキのパック、果物、花などを1個ずつもらって、19時ごろに解散した。あとかたづけをして男性たちは集会所でパック料理を一緒に食べた。

第2回目の例 次が2人目の、2011年（平成23）5月14日女性の葬儀である。古くから葬式という言い方がふつうであったが、このころから「虹のホール」で使われる葬儀という言い方が行なわれるようになった。「虹のホール」の利用がはじまり、日程の上でも変化が起きた。14日に亡くなったので、通常なら葬儀は16日にしたかったのだが、先に16日に予約した葬儀が2つあったために、17日まで待たねばならなかった。その15日と16日の待機の間、クミの手伝いの女性たちも手持ち無沙汰で暇を持て余すくらいだったという。死亡が14日（土）10時18分、15日（日）8時30分ごろクミの男性たちは喪家に集まったが、早めに引き上げた。女性たちはすることがないので行かなかった。16日（月）は、13時に男性たちが喪家に寄りいろいろと準備をして16時30分に棺は家を出て「虹のホール」に行き、そこで18時に通夜をした。帳場は男性が「虹のホール」に開いた。女性は2人でお寺さんのお茶の用意などをした。前回は喪家で通夜をしたが今回は「虹のホール」で通夜をした。17日（火）7時30分にクミの男性は「虹のホール」に集まり、女性は8時30分に集まった。葬儀は10時から始めた。喪家の家族や親族のためにこれまでは作ってきた料理は16日の通夜の食事も、17日の葬儀のあとのオトキの本膳もいっさい作らなかった。業者の「早乙女たちの弁当」に注文してパックを55膳ほどとって分けた。お寺さんにも持って帰ってもらった。前回の葬儀で話し合い、今回もそうであったように、喪家の家族や親族のための食事はクミではこれからもいっさい作らないことを、今回はみんなで再確認した。

第3回目の例 そして三人目が、2011年（平成23）8月7日女性（99歳）の葬儀である。7日14時41分死亡、16時30分、喪家にクミの男女が集合、枕経は勝龍寺と大福寺。このときお茶出しはしないことになっていた。8日8時30分、喪家にクミの男性が集合。15時、JA「虹のホール」の職員が喪家に来る。その15時過ぎに喪家から出棺、「虹のホール」へ移動して安置。18時から通夜。通夜のお茶出しはクミの女性がした。喪家の食事のことはしなくていいとしていた。9日7時30分、クミの男性は「虹のホール」へ行き帳場を開く。女性は8時30分に「虹のホール」へ行く。10時から葬儀。勝龍寺と大福寺にオトキは持って帰ってもらう。11時に出棺。火葬場「慈光苑」へ向かう。火葬をしている間に参列者に「虹のホール」でオトキを食べてもらう。拾骨、集骨のあと遺骨は家族の手で喪家に直接帰宅した。クミの者は14時30分に川東の集会所で果物や花を分けて解散した。

こうして、この下川東講中の中組をはじめこの北広島町域の旧千代田町域をはじめ多くの集落の葬儀は、JA「虹のホール」の利用が、従来の葬式のあり方や飲食や台所の賄いのあり方をその根底から変えていったのであった。

(3) 下川東の2011年(平成23)以降の動向

その後の下川東での葬儀についての情報は、現地での聞き取り情報とともに、下川東講中の「記録簿」と「常会の記録」と「中組の記録」とが、有力なものである。⁽³⁾ 前述のように、下川東は上条^{うえじょう}(12戸)・中組(9戸)・山根(6戸)・沖の上(8戸)・沖の下(7戸)の5つの組からなっており、その「記録簿」と「常会の記録」は下川東の講中の全体についての記録である。「中組の記録」はそのうちの中組についての記録である。

中組の事例から その「中組の記録」の中で注目される変化としては、従来は中組の物故者とその葬式についての詳しい記録が残されていたのであったが、JA「虹のホール」の利用が始まって以降、クミ(組)での手伝いや賄いの役割が失われていったことにより、それらの記事がなくなり簡略化が進んだことである。そして、新たに中組だけでなく下川東講中の全体の、^{うえじょう}上条(12戸)・中組(9戸)・山根(6戸)・沖の上(8戸)・沖の下(7戸)の5つの組に、2002年(平成14)から分譲が開始された新千住宅(全16戸のうち3戸は下川東講中の家の者が入居)を加えた計6つの組のすべての物故者についての知らせが「訃報連絡」として添付されるようになっていた。ただそれはきわめて事務的な連絡用に作成されたマニュアルに沿ったもので、物故者の姓名、死亡時間、所属するクミ(組)、通夜と葬儀の日時と場所、講中香典として2,000円がクミ(組)ごとに供えられること、などが記されているだけである。通夜と葬儀はほとんどがJA「虹のホール」利用である。

その事例としては、2011年(平成23)から2016年(平成28)までの期間では、2012年(平成24)1月(上組男性85歳)、2012年4月(新千組男性31歳)、2014年(平成26)4月7日(上組女性100歳)、2014年(平成26)4月26日(上組女性82歳)、2016年(平成28)1月(沖下)89歳、の計5名であった。一方、そうした中でも中組の物故者についての記録は継続されている。それによれば次のとおり4名であった。

○2012年(平成24)3月21日、女性(86歳)。21日18時、枕経、JA「虹のホール」で。22日18時通夜、23日10時葬儀、11時出棺。このときから中組の女性の全員参加で話し合いという旧来の方式を変えて、あらかじめ4軒ごとに2組に分けておいてお茶当番をする。法要のおしるしとしての茶の子を中組に配ることを今回の1周忌から中止すると決めた。

○2016年(平成28)1月30日、男性(66歳)。1月30日(土)午前4時頃救急車で北広島病院へ搬送、7時頃亡くなったとの知らせ、8時30分喪家に2人ずつ寄る。1月30日(土)喪家で枕経、午前10時30分から教善寺、午後1時から大福寺、お茶当番女性2軒から。31日(日)午後15時30分男性喪家へ、通夜JA「虹のホール」で午後6時、女性はJA虹のホールに午後17時10分。参っても参らなくてもよい。2月1日(月)午前11時に葬儀。御膳(御齋)42人。午後14時過ぎにJA「虹のホール」から集会所へ帰る。1周忌から茶の子を中組に配ることを中止するという、2012年(平成24)の決定を再確認。次のことを話し合った。・葬儀の祭壇は上中下の一番金額の低いものにする。・弔電は披露してもらわず直接家の主に渡す。・組内で寄り葬儀の日時を決める。お寺さんに聞き決める、役場に届けに行く。

○2018年(平成30)2月4日(日)、男性69歳。2月4日15時集合。15時45分、吉田病院から

もどる。自宅にて、枕経、勝龍寺17時、大福寺19時、19時過ぎにJA「虹のホール」に。2月5日の18時、通夜、JA「虹のホール」で。その前に15時30分自宅に集合、16時にJA「虹のホール」に移動、「納棺」、17時30分、女性2人でお茶出し、通夜に参る人は参る、都合の悪い人は参らなくてもよい。2月6日、10時から葬儀、その前に男性は7時30分、女性は9時にJA「虹のホール」に集まる。お茶出し女性2人で。御膳69人分（寺、組内こみ）、「さおとめの台所」からパック1,620、みそ汁216。出棺11時30分、12時おとき。注意事項として次の2点が記されている。・おときが来たらテーブルに並べる。おしぼりと箸をつける。湯呑も。・みんなが帰って来られたら、お茶やみそ汁を出す。

2月4日、喪家から30万円預かる。葬儀の祭壇は中組の取り決めで「下」とする。

2月6日、13時30分頃、「虹のホール」より帰る。14時30分、集会所に集まる。

・集合した時の話し合いで、クミ（組）の者は、・役場に行くときは印鑑とお金を持って行く。・お寺に電話する。・「虹のホール」に電話する。・枕経の準備をする。・竹を切る（喪家の前に立てておく野灯笼のための竹）。

○2018年（平成30）12月10日、男性（78歳）。12月11日、自宅にて枕経、敬覚寺、大福寺。12月12日、「虹のホール」で通夜。12月13日葬儀。

このようにして追跡してみると、やはり簡略化が進んできているということがわかる。そして、2018年（平成30）2月4日（日）没の男性69歳の葬儀では、飲食などで比較的古くからの方式を残していたこともわかるが、全般的にみれば個々の葬儀ごとにさまざまになってきていることもわかる。

変化と継承 以上が、1986年（昭和61）12月24日の男性（88歳）の葬儀から、2018年（平成30）2月4日の男性（69歳）の葬儀まで、32年間の下川東の中組の葬儀の変遷を追跡し整理したものである。その間でもっとも大きな画期となったのが、2008年（平成20）7月1日のJAの葬祭ホール「虹のホール」の開業であった。戦後に既存の農業会が改組されて新たに農協が発足したのは1948年（昭和23）であったが、その農協が新たにJAと名乗るようになるのが1992年（平成4）4月からであった。その農協や新たなJAが、旧千代田町域で葬儀の祭壇や花飾りなどの葬儀サービスを始めるようになるのが、その1990年前後からであった。ただし、下川東の中組の葬儀ではそのサービスを受ける例はなかった。むしろ、葬儀の変化は料理の簡略化の方からであった。パックをとるようになる早い例が1990年（平成2）7月14日の葬儀で、その時はおかずだけパックをとった。しかし、次の1991年（平成3）2月28日、1995年（平成7）3月14日、の例ではパックはとられなかった。それも、2003年（平成15）10月18日、2006年（平成18）7月17日、の例ではおかずのパックや昼食だけのご飯付きのパックをとるようになると変わってきている。ちなみに、前述のように、丁保余原でJAの葬祭サービスを最初に率先して利用したのは、1996年（平成8）の服部泰久氏の例であったが、その丁保余原では逆に2008年（平成20）JA「虹のホール」の開業に対応しながらも、むしろ地元の講中の相互扶助の仕組みはかたく守られてきているのが現状である。以上のような下川東の中組の事例に対してその隣の沖上組と沖下組の動向についてもみておくことにする。

(4) 沖上組と沖下組の動向

2001年(平成13)に取り決められた葬儀要領 沖上組と沖下組の動向について注目されるのは、2001年(平成13)2月の話し合いによって葬儀についての取組み要領が、次の表2のように取り決められたことである。

表2 2001年(平成13)「葬儀の際の沖上・下組の取組み要領」

<p>○平成13年2月15日 対馬静氏の葬儀の後下記のように話し合い(各戸2名出席)で決めた。</p> <p>1. 死去の時</p> <p>ア) 死去された家(以下、当家と呼ぶ)又は隣家はすぐ当家の両隣家(上・下の家)に次触れを出す。</p> <p>イ) 当家の組の者が集まり、相談して必要あれば他の組(上・下いずれかの組)の人にも集まってもらったり、手伝いを頼んだりする。その際、諸手続きはその組で進めておいてもよい。</p> <p>ウ) 役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亭主役、副亭主役を決める。 ・帖場係、式場係、食事係を決めそれぞれ責任者を決めておく。 <p>2. 話し合い(当家との話がある程度済んだら集会所へ移動)</p> <p>ア) 死亡者の氏名と年齢(生年月日)</p> <p>イ) 死亡月日、時刻と場所</p> <p>ウ) 法名等の有無、確認</p> <p>3. 諸手続き</p> <p>ア) 死亡診断書→病・医院でもらう</p> <p>イ) 役場へ諸手続き→印鑑を持って(死亡届・火葬場認可書・棺 その他)</p> <p>4. 当家へ確認</p> <p>ア) 親類等への連絡は(原則として当家が行う)要請があれば組の者で行うこともある。</p> <p>イ) 式当日のお斎(食事)の人数</p> <p>5. 諸連絡(話し合いをしていき、時刻が確定して連絡)</p> <p>ア) 葬儀社の依頼(当家の希望の社があれば相談して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組で花を作らず全て葬儀社へ最低価の祭壇を頼む ・会葬御礼のハガキ枚数(当家と相談して少し多めに) ・会葬御礼の粗品(返品可)(当家と相談して少し多めに) <p>イ) お寺への連絡(当家の希望を聞いて、1カ寺にするか、2カ寺にするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・師匠寺 ・帰敬寺(大福寺) ・上、下2人を頼む(曲泉は葬儀社にあり) ・灰葬はふつう師匠寺に頼む ・お通夜の時刻等を連絡 <p>ウ) 農協へ有線放送を依頼</p> <p>エ) 講中の月行事へ連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者と葬儀場所と時刻 <p>オ) 写真屋へ連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の遺影 ・葬儀集写真の希望有無 <p>カ) マイクロバスの手配</p> <p>キ) 寺宿 駐車場などを決める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶菓子を頼む ・案内の張り紙 <p>6. 相談事項</p> <p>ア) 食事関係(式当日のお斎のみを準備する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備する人数の確認 ・原則として仕出しパックを頼む パックの発注先は当家と相談して ・組で準備するのは ご飯 味噌汁 お茶 漬物 仏飯 飯物 ・組の手伝いの人の食事は状況を見て弁当を購入して済ます 飲み物もあり ・当家の食事はその家でやって頂くこととする <p>イ) 寺への布施関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・師匠寺、伴僧へはお布施 供があればお志又はお礼とする ・帰敬寺と伴僧へはお布施とする ・灰葬料はお布施とする ・お車料(遠方の方の場合) ・お通夜 お布施 <p>ウ) 送り膳等は一切しない。</p> <p>7. その他</p> <p>ア) 当家からお通夜の要望があれば、組の者何人かで、例えば香典などの受け取り、会場への案内等の手伝いを(13.2.15の対馬静葬儀後決める)</p> <p>イ) 葬儀終了後、その家に茶菓子を出了たりして慰労していたが、其れは止める。(以前に決めたこと)</p> <p>ウ) 旅講の場合、次触れは出すが組の者が集合したりはしない。(以前に決めたこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣家の者が講中の当番へ死亡者の名前と当家の関係等を併せて連絡する。廃止 <p>エ) 香典等は開封せず、名前等のみ記帖しておく</p> <p>オ) 当家から現金を出して頂く</p>
--

沖下組の2011年(平成13)3月の葬儀の事例 この沖上組と沖下組の2001年(平成13)の取り決めののち、2008年(平成20)7月にJA「虹のホール」が開業される。そして、まもなくその利用が始まるが、そのころの2011年(平成13)3月の葬儀の記録が残されている。それは、前述の中組でホール利用の第3人目であった2011年(平成23)8月7日女性(99歳)の葬儀と同じ年で、5カ月前の2011年(平成23)3月26日に行なわれた隣の沖下組の男性(88歳)の葬儀の記録である。これは、JA「虹のホール」が開業して大きく変わっていくこの地域の葬儀の中で、比較的古くから伝承されてきていた葬儀の変化の過渡期の最後の状態をよく伝える事例と位置づけることができる。そこで、その葬儀記録を表3とともに紹介してみる。

表3 2011年(平成23)細内記三氏(88歳, 法名 釈大願)の葬儀記録

<p>成 23年(2011)3月26日(土) 午前11時30分死去。 お通夜 3月27日(日) 午後7時 JA「虹のホール」で 葬儀 3月28日(月) 午前11時 JA「虹のホール」で 喪主 細内 誠 寺 お通夜 大福寺 葬儀 大福寺 教得寺 伴僧(法務員)2人 亭主役 対馬喜代志(すぐ隣の家) 帳場 2人1組で4人 お寺さんのお茶の接待 雪田恵子, 雪田鈴子(2人) 茶菓子とお茶はJAが用意 葬儀当日配膳のお手伝い 女性全員(沖下組の9軒) 火葬場への同行 対馬寛治, 雪田光広, 細光孝幸(3人) ハガキ 500枚(社会福祉協議会に寄贈し香典返しとさせていただきます。)を書き加えてもらう。 マイクロバス(壬生交通 27~28人乗り) 虹のホール←→火葬場 お膳 ¥1,575 おみそ汁¥210 当家と講中の人数 祭壇(風) ¥372,750 組合員価格 会葬返礼品は当家で決めてもらう。</p> <p>3月27日(日) 午後4時40分納棺 遺体 午後5時前 家の中から廊下までは家族が、廊下から外は講中が引き受ける。 うず巻き線香 ドライアイス 用意</p> <p>お通夜から葬儀までの流れ ①死亡診断書(コピーを2枚~3枚とっておく) ②火葬許可書の手続き(死亡診断書と¥2,800と印鑑を持って役場に行く。霊柩車をお願いします) ③お寺さんの手配(喪主の方に聞いてお寺さんへ頼む 何か寺? 2カ寺?) (時間) ・お通夜 2時間前くらいに、虹のホールへ行く(PM7時通夜の場合) ・PM5時くらいに会葬返礼品へのハガキのセット ・お通夜のお寺さんのお茶の接待(献茶, お布施など)(2名程度) ・お通夜の帳場(受付)3~4名(通夜) 当日8名くらい4組 ・駐車場の整理 ・配膳のお手伝い(3名程度) ・火葬場への同行(3名程度)20分前くらいに行く ☆通夜返しはしない</p> <p>○帳場で確認して住所がなかったら書いてもらう 香典袋の裏に ○帳場№1から№4まで別々に入れる 枕経 5,000円 大福寺 教得寺 通夜 5,000円 葬儀 30,000円 灰葬料 5,000円 伴僧(法務員)10,000円 (御布施は先に出す) 今からお寺さんの御布施は30,000円とする 伴僧(法務員)は10,000円</p> <p>反省会 ○帳場 すべての列に帳場と書いて参って下さった方にわかりやすいように 平日 午前7時30分には帳場を開く(最低2人くらい) 時間差で8時00分に2人 9時00分全員 ○おとぎに通っていただいた時 皆様がそろわれたところで亭主役が一言ごあいさつする ○火葬場へ骨拾いに組の人2~3人が行く(今まで通り) ○香典帳への記帳は今まで通りする。が一言当家の意向を聞く事 寸志 マイクロバス運転手 ¥2,000 霊柩車運転手 ¥2,000 火葬場使用料 ¥28,000</p>
--

以上のように、この2011年(平成23)の段階では、JA「虹のホール」の利用が始まっており、葬儀の場所が喪家ではなくホールに変わっても、葬儀の手伝いはクミ(組)や講中の相互扶助のもとに、葬儀の諸手続き、帳場や寺の住職の接待、食事の配膳など旧来のやり方が可能な限り守られながら行なわれていたことがわかる。

そして、その5年後の2016年（平成28）2月には、あらためて沖下組の葬儀要領が定められた。それは次の表4にみるとおりである。それは、前回の2001年（平成13）の取り決めと比べて大きな違いはなく、より具体的に細かなわかりやすい規定となっている。ただ、Ⅰ当家、の項目で、枕経については依頼もお布施も当家で行なうものとされ組ではしない、とされている点は、当家の存在が前面に出てきている動きとして注目される。そして、最後の変更点、として特記されているのが、沖下組葬儀準備金の清算廃止である。これは、葬儀での入用に対して組で準備金を用意して経済的にも相互扶助の実質を確保していた旧来の状況が変化してきており、その必要性がなくなってきたことを示す。これは相互扶助の関係の弛緩というよりも地域の家々の経済力が安定してきていることを反映するものといってよい。この2点がこの時期の変化であったことが指摘できる。しかし、その一方、Ⅲ亭主役、Ⅳ会計、Ⅴ帳場、Ⅵ届出外回り、Ⅶ野燈籠、Ⅷ給仕、Ⅸ記録保管、の各項目では、組や講中の役割が明記され、旧来の相互扶助の関係が維持継承されていることが指摘できる。とくに、Ⅵ届出外回りの役の者が火葬場に先行し火葬後は骨上げを行なうという点、Ⅷ給仕の役がお斎を用意し配膳したり汁物やお茶を給仕するという点、などは旧来の方式を伝えるものであり、相互扶助の関係がそこにも維持継承されているということがいえる。つまり、JA「虹のホール」の利用が定着してきて葬儀負担の簡略化や簡便化が進みながらも、この下川東では組や講中の相互扶助の仕組みは可能な範囲で維持継承されていると指摘できるのである。

(5) 門徒と化境

葬儀と寺院の関係について、ここで紹介した下川東の葬儀の事例では、たとえば1986年12月の男性の葬儀では蔵迫の勝龍寺と有田の大福寺、2010年8月の男性の葬儀では大福寺と旧高田郡横田村の教善寺、2011年8月の女性の葬儀では勝龍寺と大福寺、2016年（平成28）1月の男性の葬儀では教善寺と大福寺、2018年（平成30）2月の男性の葬儀では勝龍寺と大福寺、2018年（平成30）12月の男性の葬儀では旧高田郡多治比村の敬覚寺と大福寺、というように2カ寺に依頼している。その2カ寺について、沖上沖下組の2001年（平成13）や2016年（平成28）の取り決め記載の中では、師匠寺と婦敬寺と表記されていた。師匠寺とは門徒寺の意味であり、婦敬寺とは化境寺の意味である。

そこで、この広島県西北部の芸北地方の浄土真宗寺院と門徒と化境の関係について歴史的な背景も含めて解説しておく以下のとおりである。まず、旧千代田町内の計13カ寺の本末関係を示すと、表5にみるとおりである。そして、この地方では、門徒寺と門徒の関係は複雑で非常に複雑で同じ部落と講中でも家ごとの門徒寺は別々になっており、いまみている下川東の場合も家ごとに門徒寺は安芸高田市域の敬覚寺、島根県羽須美村の西蓮寺、北広島町蔵迫の勝龍寺などさまざまで、それらは多くが遠隔地の寺である。門徒寺は師匠寺と丁寧と呼ばれてもいるが、集落ごとの地域的なまとまりと家々の門徒寺との関係はまったく別々のものとなっている。そこで、下川東や丁保余原も含む旧壬生村の範囲でその寺檀関係を示すと、表6にみるとおりである。そして、そこにみるように壬生の地元の教得寺の門徒は73戸にとどまり、壬生村以外の蔵迫村の勝龍寺の門徒が79戸、広島寺町の報専坊の門徒が130戸にのぼっている。このような門徒寺と門徒とのあり方では門徒の活動は地域社会の活動とは遊離したものになってしまう。門徒寺と門徒との関係が地元の家々の日常

表4 2016年(平成28)2月13日作成の「沖下組 葬儀 要領書」

沖下組 葬儀 要領書		2016/2/13			
I 葬儀関係家 沖下組 9軒					
奥田⇔対馬(喜)⇔対馬(寛)⇔細内⇔園田⇔雪田(正)⇔雪田(光)⇔細光⇔雪田(学)⇔					
II 当家					
当家より両隣へ計報連絡・集会日時場所を伝え、以降順番に隣へ、留守の場合は更に隣へ。 (夜10時以降に亡くなられた場合、集会は翌朝8時からとする。)					
葬儀会社打合せ。(現行はJA広島北部虹のホール。祭壇は最安価とし、コース名は黒。)					
当家は組内集会までに、通夜・葬儀の場所・日時・師匠寺・場敷寺・法務員(伴僧)を決める。 枕経の依頼(御布施5千円)は当家にて行う。(組ではない。)					
III 亭主役(葬儀委員長)					
1 当家へ集会し、亭主役の選出を行う。 (基本的に両隣からの選出をするが、親族や巴も得ない場合は次の隣が行う。)					
2 当家より死亡日時・通夜・葬儀の場所・日時・寺詳細・等の確認を行う。					
3 亭主役は会計・帳場・届外回り・野燈籠・給仕・等の係の選出を行う(男女不問・重複可)。 (指名された者は、特別の事由を除き、快諾すること。)					
4 当家よりお金・死亡診断書と認印(複数)を預かる。 (直近は20万円預かる。各書類は事前にコピーし、当家に渡す。)					
5 集会所を確保し、以降各係実務の管理を行う。(繁忙時には、各係への応援指示し、スムーズに運営する。)					
6 飲食必要と判断した時は、買い物係を任命し、当家費用にて手配する。					
7 帳場方法の確認を行う。(帳簿形式・記載方法・内容・宛先)					
8 当家より出棺・通夜・葬儀時間に合わせ、各係への集会予定時間・場所を決め、全員へ指示する。					
9 当家及び斎場から車への出棺手伝い者を指名しておく。					
10 通夜・葬儀の会式前に、会計より御布施を受け取り、お茶出し役と共に僧侶控室にて渡す。					
11 司会者へ、弔電拝読・弔辞の代読、一般会葬者の呼出しは行わない旨、連絡する。					
12 火葬完了報告を、虹のホールから集会所(届外回り係)へ連絡依頼しておく。					
13 お斎・通夜・葬儀での組代表挨拶は行わない。					
14 会計より買物帳・入出金、及び帳場より香典の監査を行い、完了後喪主に集会所へ来てもらい、会計・帳場・書類を引き渡す。					
15 集会所にて反省会の運営、片付け確認・戸締り・使用記録を行う。					
IV 会計					
1 亭主役よりお金を預かり、香典・寸志の袋、必要に応じた枚数の5千円札・千円札を両替確保する。 (直近平均は20万円預かる)					
2 届出外回りへ役場等の費用を渡す。 (直近の火葬費用は28,000円) ※令和1年11月時点					
3 御布施の製作(左上へ宛先を記入)・保管。 (通夜は1万円、葬儀は導師3万円・副導師3万円・法務員1万円・灰葬は導師1万円・法務員5千円、霊柩車・マイクロバスの寸志各2千円)					
4 通夜・葬儀の会式前に、それぞれ御布施を亭主役へ渡す。					
5 適宜必要な場合は、亭主役の指示により買い物係へ実費を前渡しする。					
6 買物帳を記載し、亭主役の監査を受け、当家へ会計報告を行う。					
V 帳場					
1 計報連絡書の作成、月番へ組員枚数を記述する。月番不在の場合は、各戸へ配布する。					
2 印鑑を預かり事前に領収書に捺印を行い、冊番号及び通し番号を記入しておく。					
3 通夜及び葬儀開式前の亭主役から指示された時間に帳場を立て、会葬お礼品とお礼状をセットしておく。					
4 受付時に、可能な限り住所を香典袋に記入依頼し、香典に通し番号を附する。					
5 喪主以外の宛先が解っている場合は、領収書控え・香典袋・香典帳に宛先を記入する。					
6 当家へ香典を引き渡すまでは、帳場代表者が責任を持って一式保管する。					
7 領収書控え毎に香典とセットし、当家希望の香典帳(通し番号・住所・氏名記入し、金額は空欄)を作成する。					
8 帳場代表は亭主役の監査を受け、当家へ香典報告を行う。					
VI 届出外回り					
1 役場へ死亡届・火葬許可書・有線放送(要不要・日時・放送区域を事前確認)の依頼。書類・手数料・認印必要。					
2 霊柩車・マイクロバスの運転手へ寸志を渡し、下川東への走行コースを手配する。					
3 亭主役から受け取った火葬許可書を持って火葬場へ先行し、火葬手配する。					
4 虹のホールより火葬完了報告を受けたら、骨上げをし、火葬書類を受け取る。					
VII 野燈籠					
1 竹2本、寸法は長さ1.7m、上から2~3節の枝を残す。 (直近は広浜モーターズ裏河川堤防の竹藪から調達した。)					
2 当家入り口の両側に立て、出棺経路は清掃しておく。					
VIII 給仕					
1 通夜・葬儀とも亭主役が御布施を渡すのに同行して僧侶控室へお茶を持っていく。					
2 僧侶が式場に移動したらお茶をさげ、戻られたら再度お茶出しする。					
3 葬儀では僧侶が式場に移動した空室の間に、お斎を配置しておく。					
4 指定数量(MAX48席)のお斎を配膳し、火葬場より戻るタイミングで汁物・お茶の給仕をする。					
IX 記録・保管					
1 細光由美子さん・奥田久美子さんに記録及び更新・保管し、次回に記録と要領書・チェックリストを必要枚数持ち寄る。 (電子記録媒体USB2本に更新複写し、各々保管する)					
X 最近までの沖下組計報 5件					
死亡日	H28.1.24	H25.9.6	H23.3.26	H16.4.2	H15.8.18
名前	雪田 トシ子(89)	対馬 光子(87)	細内 記三(88)	雪田 清(92)	園田 武郎(83)
死亡日	H30.7.5	R1.11.6			
名前	奥田 艶子(91)	対馬 敏博(72)			
家更点					
H15年からの沖下組葬儀準備金10万円/戸は、H25年3万円/戸に減額し、H28年2月に清算し廃止した。					
令和1年11月9日 対馬敏博様葬儀反省会において以下の通りとする。(上組・山根組へ調査)					
①通夜 導師 5千円 → 1万円					
②灰送 導師 5千円 → 1万円 法務員 0円 → 5千円					

以上

表5 旧千代田町域の13カ寺の寺院とその本末関係

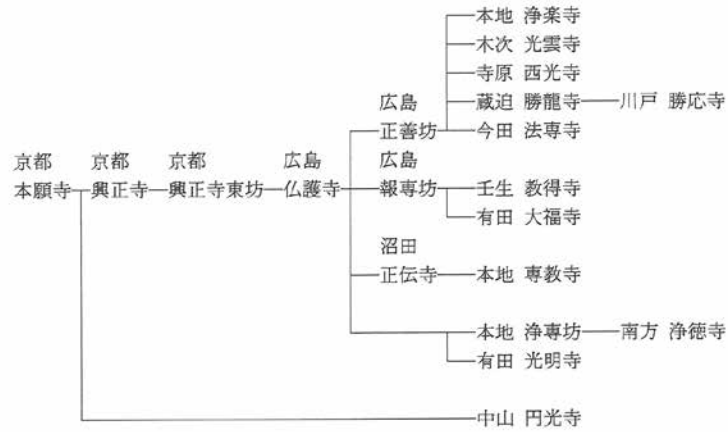


表6 旧壬生村の寺檀関係 (沖野清治『近世浄土真宗の寺檀関係と講中組織』1990より)

村名	寺院名	門徒数	寺院系統	備考
広島寺町	報専坊	130	仏護寺系	十二坊、もと安北郡勝木村に寺院があった
〃	真行寺	7	〃	十二坊、もと安北郡上町屋村に寺院があった
山県郡壬生村	教得寺	73	〃	
〃 寺原村	西光寺	9	〃	
〃 今田村	法専寺	47	〃	
〃 中山村	円光寺	48	直参系	
〃 蔵迫村	勝龍寺	79	仏護寺系	もと寺原村に寺院があった
〃 有田村	光明寺	20	〃	
〃 本地村	浄専坊	7	〃	
〃 本地村	浄楽寺	6	〃	
〃 本地村	専教寺	2	〃	
〃 大朝村	円立寺	5	直参系	
〃 有田村	大福寺	8	仏護寺系	
〃 吉木村	善定寺	2	〃	
高田郡横田村	敬覚寺	51	光照寺系	
〃 多治比村	長楽寺	6	〃	
〃 下根村	光慶寺	4	仏護寺系	
佐伯郡五日市村	光禪寺	2	〃	十二坊、もと山県郡境に開基
高宮郡上町屋村	専立寺	3	〃	

的な地域社会の活動と連繋することはできない。門徒組織と村落組織とが一致していないのである。そこで、工夫されたのが化境けきょうという制度であった。それぞれの家が結んでいる遠隔地の門徒寺との寺檀関係とは別に、近世になって形成されてきた地域的な講中の組織をあらためて地元の寺院の化境として把握するという方式が採用されたのである。地元の寺が「化境寺」としてそれぞれの地区の家々を「化境下」として把握していくのである。それは村落組織でありながら信徒組織として形成されてきていた講中の組織を地元寺院が化境下として把握しなおすものであった。それにより、村落組織が信徒組織として把握され、家々からみれば講中、寺からみれば化境もしくは化境下

ということになっていったのである。その講中の活動は、日常的には毎月1回の宿を決めてのお寄講と年に1回の報恩講、そして最大の役割が葬儀の際の互助協力である。その毎月のお寄り講は地元の化境寺が招かれ、年1回の報恩講は門徒寺が招かれるのであり、葬儀の場合には門徒寺と化境寺の両方2ヶ寺が依頼されるのである。

講中と化境の形成 では、その講中と化境の形成はどのようにしてなされたのか、それについては、前稿〔新谷2015〕で論じたところであるが、要点のみ示せば以下のとおりである。安芸門徒の講中と化境の成立は、通説によれば広島寺町の報専坊の慧雲（1730～1782）らによって宝暦年間（1751～1769）以降に整備されたものとされているが、その宝暦年間という明証はない。それよりも、①山県郡旧大朝町の稲垣家文書の正徳3年（1713）「新古法之義ニ付人別判帖」の中に、そのころ地元で「講寄等仕もの」があると非難している記述、②天明1年（1781）11月18日付の広島市の寺町の仏護寺から京都の西本願寺に提出した書状の中に、「当国諸郡村門徒法用之儀者、従往古城下寺庵之門徒ニ而茂、其村々寺庵之ヨリ報恩講並毎月大寄小寄講等相勤、寺相統致来候」とある記事、などから天明期にはすでに多くの村で大寄小寄などの講中ができていたと考えることができる。そして、③同じ天明1年（1781）11月18日付の書状によれば、当時村方に形成されてきていた門徒たちの大寄講や小寄講に対して、広島城下の有力寺院がそれを収入源として「直勤」を求めて乗り出してきたのに対して、それでは村方の寺庵は法用もなくなり相統もできなくなるとして、広島教区の触頭たる仏護寺が京都の西本願寺へそれは認めないように、そして村方の寺庵が経営、相統できるように取り計らってほしいと願っていることから、この天明期にはすでに村々の講中が地元の寺院の化境として機能していたことが知られる。つまり、村方における講中の形成と化境の形成とが表裏一体のものであったことがわかるのである。それはひとえに地元の寺院の経営の安定化をはかるためのものだったのである。

(6) 葬儀をめぐる状況変遷と地域の対応

ここで紹介してきた下川東における1986年（昭和61）から2011年（平成23）までの葬儀の個々の事例①-⑫を、町営火葬場の設立と、JA「虹のホール」の開業の年代と、その前後の関係について時系列的に整理しておく、表7にみるとおりである。

表7 1970年～2016年の葬儀をめぐる環境変化と、葬儀事例①-⑫の時期

1970年（昭和45）	千代田町立火葬場 慈光苑 設立				
① 1986年	② 1989年	③ 1990年	④ 1990年	⑤ 1991年	⑥ 1995年
2001年（平成13）	沖上沖下組の葬儀要領の取り決め				
⑦ 2003年					
2005年（平成17）	北広島町成立（千代田町・大朝町・豊平町・芸北町の合併）				
⑧ 2006年					
2008年（平成20）	葬祭ホール JA「虹のホール」開業				
2008年（平成20）	北広島町立火葬場 慈光苑 設立				
⑨ 2010年	⑩ 2011年	⑪ 2011年	⑫ 2011年		
2016年（平成28）	沖下組の葬儀要領の取り決め				

④……………地域社会の維持運営とその変遷

(1) 下川東の部落講中の編成とその機能

旧壬生村の川東地区には上川東地区と下川東地区とがある。川東という地名の由来は、島根県江津市で日本海にそそぐ一級河川江の川の上流に位置しており、その江の川の東岸の村落を川東、西岸の村落を川西と呼んでいる。この川東は上も下も名前は同じく川東であるが、部落と講中という結集と編成の上では、上川東と下川東とはまったく別々となっている。ここで注目するのは下川東の部落講中である。部落は近世から近代の行政的単位の呼称であり講中は近世以来の真宗門徒の結集単位の呼称であり、この部落と講中というのとはもともとの意味は別であるが、現実的には同じ意味で用いられておりそれが機能している。家数は40戸で、永久保存と書かれている下川東講中の「記録簿」があり、そこには1976年（昭和51）から2020年（令和2）までの45年間の記録が残されている。それによると、1976年（昭和51）2月14日に雪田国登家に部落講中で集まったときのお寄講の席で次のような申し合わせがなされている。

講中より今後の葬式について改正を次の通り申合す

- 一、葬儀屋は頼まないこと
- 一、花輪は受けないこと
- 一、引出物はしないこと
- 一、月行事は火葬場までおともをすること
- 一、黒幕を作って講中の備品とし葬式に使用すること

そして、1976年（昭和51年）から翌年（昭和53）にかけて、旧来のヤキバ（焼き場）であった火神（地名）の使用の終了にともなう集墓作業、供養、跡地に設置する集墓標、などの記事がみえる。これは前述のように、旧千代田町域を含んで1970年（昭和45）の町営火葬場「慈光苑」の開設にともなう各地の講中の葬儀の変化の中での対応であった。なるべく旧来の方式を残そうとしていたことがわかる。



写真2 壬生の城山からの川東の遠望（2018年）

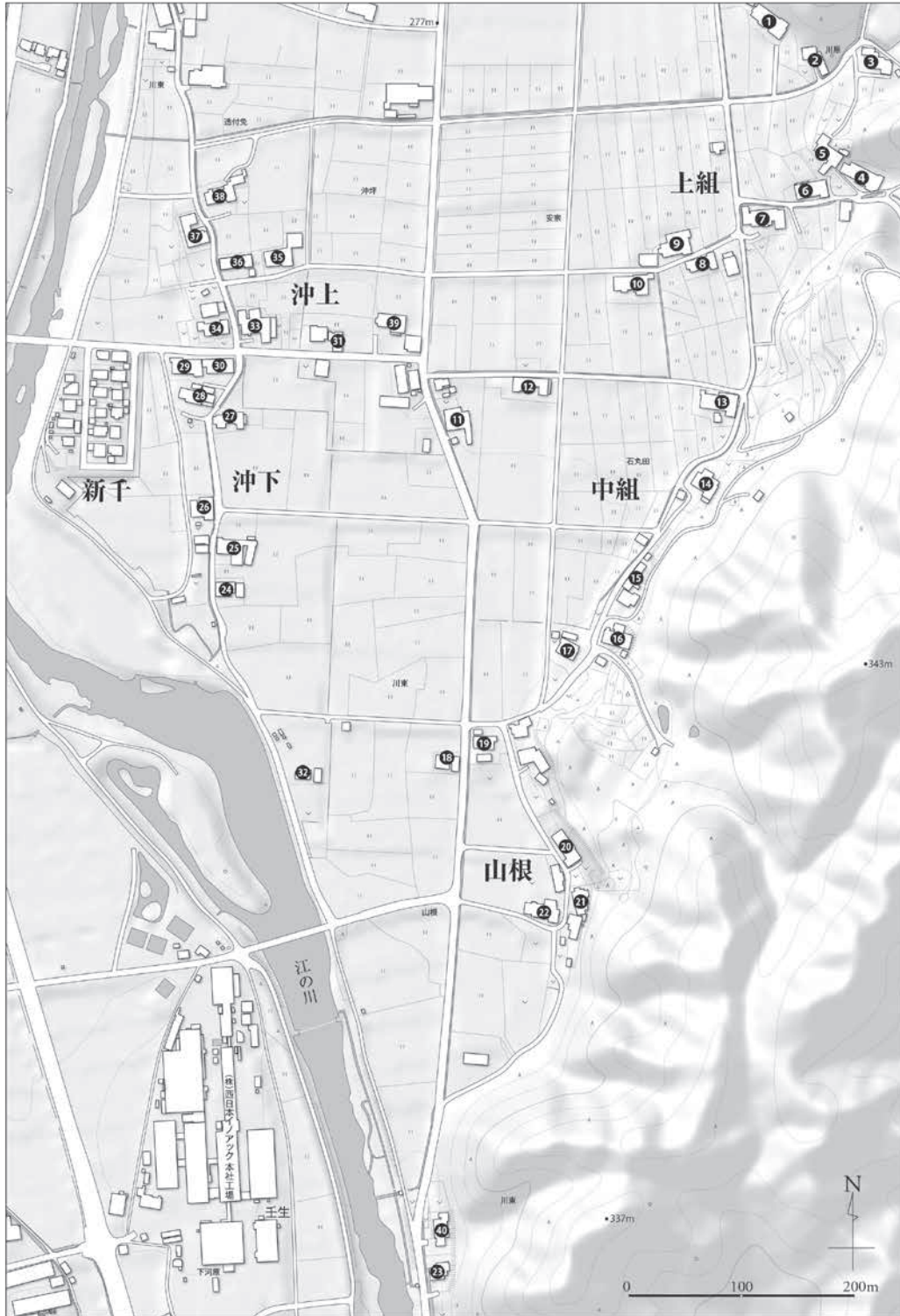


図2 下川東の家並配置
旧来の上・中・山根・沖下・沖上の4つの組と新たな新千住宅を加えて計5つの組

(2) 農事組合法人「ファーム川東」の設立

この北広島町の各地域に、旧来の家ごとの個別営農から集落ごとの集団営農へという変化が起こったのは1980年代に入るところからであった。その動向と展開については前稿〔新谷2011〕で論じておいたとおりであるが、その変化はこの下川東も例外ではなかった。

1970年（昭和45）から始まる政府の減反政策と転作奨励により日本各地の農村では農業経営の転換が急務となっていった。稲米の作付けが禁じられた水田を維持するために麦と大豆への転作がすすめられた。この下川東では1983年（昭和58）に任意の団体として下川東集団営農組合が設立されたが、それは部落講中の組織として全戸加入のものではなかった。1988年（昭和63）から県営21世紀型水田農業モデル圃場整備促進事業が推進され、それまでの家ごとの狭い水田ではなく、それらを集積して2ha（2町歩）以上の水田を単位とするという圃場整備事業が各町村で急速に進められていくこととなった。そして、下川東では1996年（平成8）から圃場整備がすすめられ2000年（平成12）に完了した。そして、2003年（平成15）9月、下川東の部落講中の全戸が加入する「農事組合法人ファーム川東（経営面積26.0ha－作業受付面積0.5ha－合計26.5ha（のち29.5ha））」が設立された。

その設立までの動きを整理しておく、表9にみるとおりである。画期としては、第1に、1981年（昭和56）の麦大豆生産組合の設立であった。集団での共同転作のためであった。第2が、1983年（昭和58）の下川東集団営農組合への改組であった。地域づくりのための営農組織への改組であった。そうして、運営の具体的な施策として、ブロックローテーション（12年1巡）の編成、大型農業機械（トラック・コンバイン・田植機）の導入、倉庫の新築、などが進められた。第3が、2003年（平成15）の農事組合法人ファーム川東の設立であった。

表8 集団営農組合員名簿

下川東集団営農組合組合員名簿
平成15年4月1日現在

No.	氏名	No.	氏名
1	高松 芳子	21	清中 義明
2	芳信 秀樹	22	畑田 実
3	高伏 洋行	23	上官 八郎
4	細野 玲子	24	細光 幸幸
5	細部 俊彦	25	雪田 光廣
6	塩田 すみ子	26	雪田 正照
7	安田 信子	27	国田 武郎
8	山本 一久	28	細内 誠
9	細上 寅雄	29	対馬 寛治
10	細居 紀子	30	対馬 光子
11	石井 正義	31	奥田 幸次
12	石井 勉	32	雪田 学
13	上田 壽子	33	細内 昌三
14	岡 雅夫	34	西村 敏朗
15	引地 靖博	35	細山 力生
16	引地 末三	36	細本 光
17	谷川 直行	37	石丸 隆志
18	谷川 麻子	38	細光 京
19	増中 竜彦	39	清中トシ子
20	畑田 正法	40	上官 五郎



写真3 農事組合法人ファーム川東設立総会（2003年）



写真4 圃場整備の完了した農地

(3) 法人による農業経営

農事組合法人ファーム川東の利用権設定農地は下川東の農地ほとんどすべてで、図3と図4にみるとおりである。そこにみるような旧来の個人所有であった農地が圃場整備によって大型農業機械と集団営農の方式を実現したのであった。それまで所有していた田地は多い家では1町5反の例もあったが3反、4反の例が多く平均では家ごとに約7反であった。ただ、いずれも労力負担と年間

表9 集団営農体制への移行過程

集団設立の契機と活動の経過	
(年度)	(内容)
昭和初期	一部耕地の区画整理
昭和50年代前半	転作個人対応、自家用野菜と農協預託、用排水路や暗渠排水の老朽化・機能低下 転作物の定着化が困難
昭和56年	麦大豆生産組合設立 転作の集団化、排水対策事業を導入し乾田化
昭和57年	転作のブロックローテーション開始 (8ブロック4年一巡：全12.4ha、うち下川東集落内6.8ha) 3haの圃地化と麦大豆による転作共同作業
昭和58年	下川東集団営農組合に改組 スローガン「みんなが生活しやすい地域づくり 伸びゆく住みよい下川東」 農地や農作業、水利など集落の諸機能を調整する営農組織(2階建ての1階部分)
昭和60年	団体営ほ場整備(6.2ha、高伏谷地区、日神谷地区)
昭和60年	機械共同利用組織「下川東集団営農組合機会利用部会」設立、農作業受託開始 実際に農作業を受託する担い手組織(2階建ての2階部分)
昭和61年	ブロックローテーションの拡大 (12ブロック4年一巡：全16.8ha、同11.2ha)
平成1年	水稲共同育苗開始
平成1年	集落内農用地利用規程制定、互助制度制定
平成2年	ブロックローテーションの再編 (6ブロック3年一巡方式に改め：全て集落内11.2ha)
平成3年	獣害対策：電気柵からトタン張に変更
平成4年	全国構造政策推進会議奨励賞受賞
平成5年	トラクター導入(45ps 自己資金)
平成8年	営農圃地再編整備事業(広島北部地区壬生団地下川東工区)
平成9年	水稲育苗施設の移設・拡充
平成9年	下川東集団営農組合が農用地利用改善団体となり、農用地利用規定の認定
平成9年	集落活動促進特別対策事業 コンバイン導入(4条刈 3年間リース事業)
平成10年	集落活動促進特別対策事業 田植機導入(8条植 3年間リース事業)
平成10年	ブロックローテーションの拡大・再編 (6ブロック3年一巡：全て集落内22.8ha)
平成10年	水稲・転作の全作業受託開始
平成11年	下川東営農倉庫新築(木造173㎡ 自己資金)
平成11年	田園空間整備事業で公園、東屋、トイレの整備 夏まつり交流開始
平成12年	育苗作業受託の拡大 JAから水稲育苗(硬化作業)を受託、シニア中心の下川東硬化センター
平成12年	中国四国農政局長表彰「中国四国農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者」
平成15年	農事組合法人ファーム川東設立 利用権設定 水田25.8ha 10年間
平成15年	特定農用地利用規程認定
平成15年	農事組合法人ファーム川東を特定農業法人に認定
平成15年	地域農業構造改革モデル事業(事業主体：ファーム川東) 農機具格納庫新築(鉄骨造108㎡ 補助) 田植機導入(8条植 補助) トラクター導入(60ps 5年リース補助) コンバイン導入(6条刈 5年リース補助)
平成16年	利用権設定増 水田1.1ha 10年間



図3 集落中心部の農地

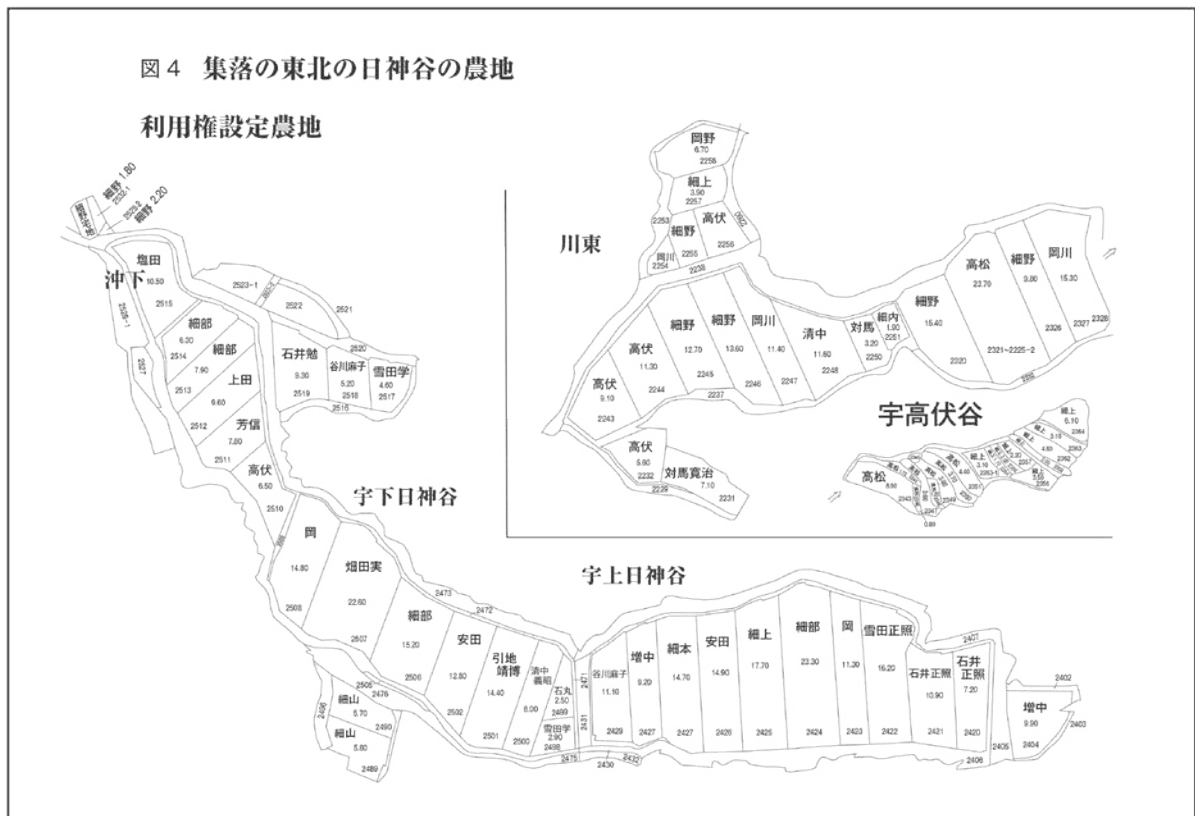


図4 集落の東北の日神谷の農地

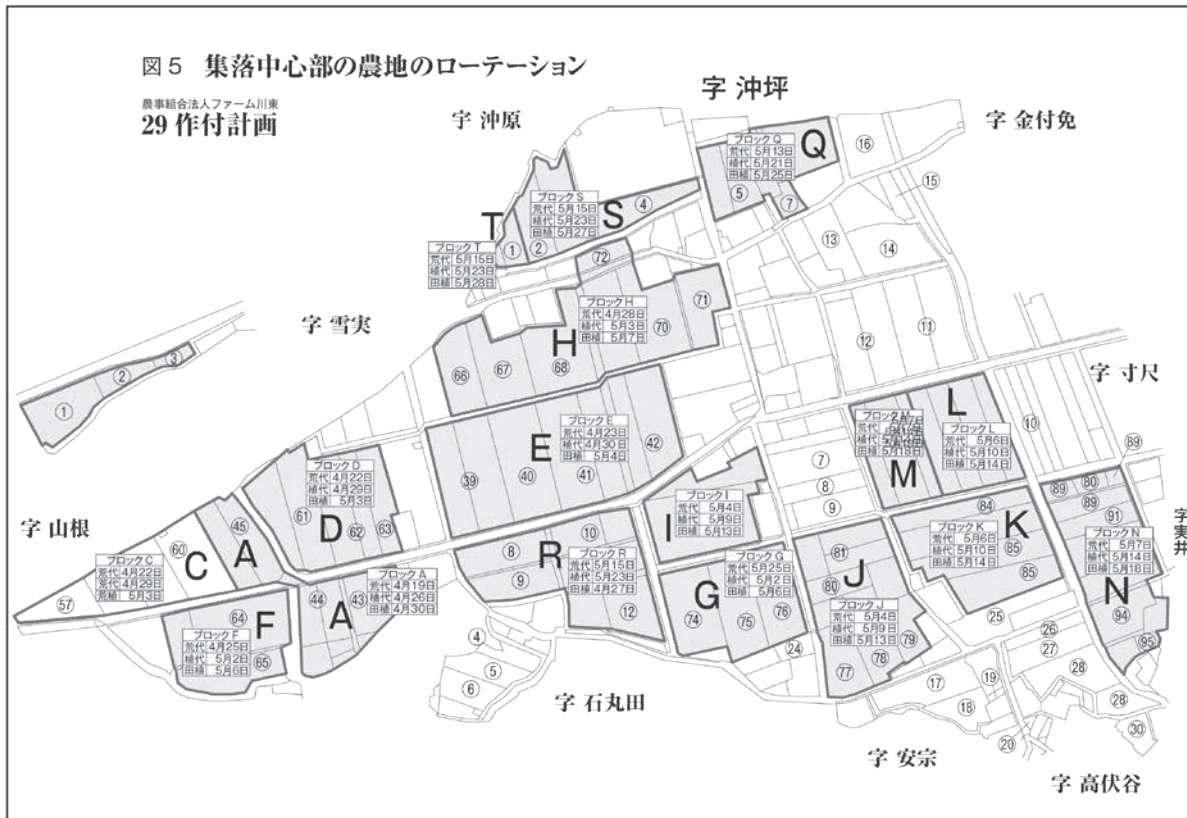


図5 集落中心部の農地のローテーション

水稲の品種と転作作物の植付面積

29年産 水稲		
ヒメノモチ		9,040a
一般コシヒカリ		44,540a
縁故米コシヒカリ		91,600a
こだわりコシヒカリ		24,090a
こだわりあきろまん		55,830a
ファーム水稲合計		225,100a
転 作		
小 麦 計		55,480a
(キヌヒメ)		33,250a
(ミナミノカオリ)		22,230a
スイートコーン		2,910a
秋ブロッコリー		1,810a
秋キャベツ		1,770a
トマト		180a
調整水田		580a
自己保全管理		7,540a
合 計		70,270a
作付面積合計		295,370a

収入の面からいえば、家ごとの農家経営ではその維持は困難となってきていたものであり、ファーム川東の設立によって地域の水田と集落環境の維持が可能となったのであった。そのファーム川東の運営する農作業のブロックローテーションの例を、たとえば2017年（平成29）の例で図示してみれば、図5と図6にみるとおりである。ブロックは、A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O・P・Q・R・S・Tと20のブロックが設定されており、たとえば集落中心部のAの作付けは、糯米ヒメノモチで、農作業は荒代4月19日、植代4月26日、田植4月20日とされており、同じ時期の日神谷のBの作付けは粳米コシヒカリで、農作業は荒代4月19日、植代4月26日、田植4月30日とされている。そして、続いてC・D・E・Fの順番に農作業が進めら

れていき、最後がR・S・Tのブロックで、作付けは粳米のこだわりあきろまん、荒代5月15日、植代5月23日、田植5月27日となっており、Tブロックだけ田植5月28日となっている。A・B

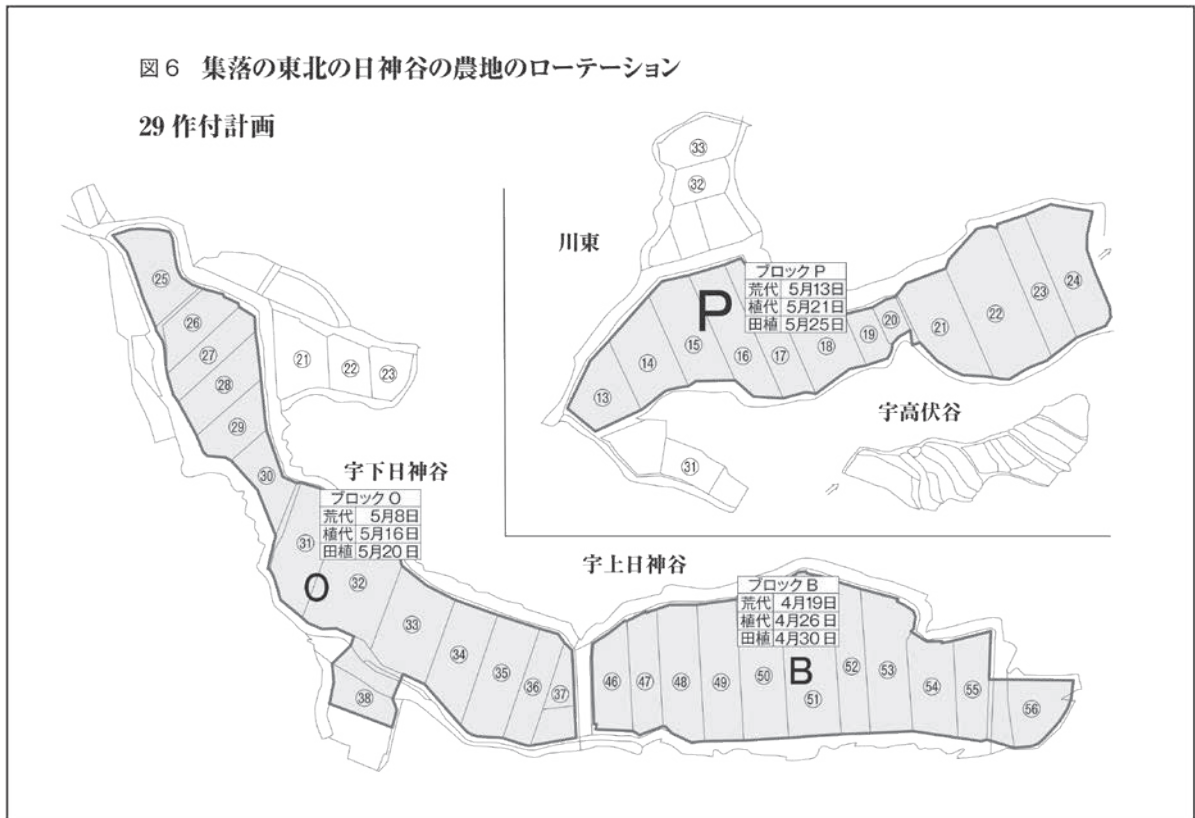


図6 集落の東北の日神谷の農地のローテーション

の4月19日から始まった田植の作業がR・S・Tの5月27日、28日までの約1カ月半で終了するというローテーションである。出夫などの労力負担は基本的に組合員の全員負担であり全員が法人の株主としての運営上の権利と責任を担うものとされている。決して法人への委任ではない。現実的に年齢や性別や技能などの適性が勘案されて運営されるように工夫がなされ持続可能な方式が考慮された運営方式となっている。

そして、2016年（平成28）に発表した、「法人経営の基本方向」には、①営利の追求・②地域への利益還元・③営農の継続性、があげられており、「法人の役割（集落社会との関係）」には、①耕作放棄地の発生予防、②水路、農道等の維持管理、③共同作業の実施による連帯感醸成、④農地保全についての安心感、⑤依頼・責任・信頼感、があげられている。そして、「スローガン」として、「みんなが生活しやすい地域づくり 伸びゆく住みよい下川東」が掲げられ、「実行方法」として、地元の資源（人、物、歴史、など…）を活用、と表明されている。

(4) 集落運営の継承へ

農事組合法人ファーム川東は、2003年（平成15）の設立以来、表8の集団営農組合員名簿の構成員は世代交代の中でも次世代に引き継がれており、その運営は継承されてきている。一方、あくまでも集落運営の主体は個々人ではなく下川東地区の部落講中である。近年ではそれは下川東集落と下川東講中という言い方が一般的となっている。その運営の継続については前述のように、1976



写真5 畔の草刈から水路掃除へ



写真6 トラクターによる耕耘



写真7 苗を田植機に設定



写真8 田植機による田植



写真9 ラジコンヘリによる農薬散布



写真10 コンバインによる稲刈

年（昭和51）から2020年（令和2）までの「記録簿」があり、それとともに、1999年（平成11）から2017年（平成27）までの「新年総会要領」と、2008年（平成20）から2017年（平成27）まで毎年12カ月の「常会要項」があり、その運営の現状が具体的に記録されている。そして、○会計報告、○下川東の要望、○集落の申し合わせ事項、○集落内の施設・橋・道路等の整備記録、○下川東集会所・農村公園使用の決まり、○下川東集落等の決まり、○その他の各事項についての担

当者からの説明と住民の承認とが確認されている。農事組合法人ファーム川東の運営と活動もこの集落の総会や常会で報告され承認されている。その記録は正確と詳細が期されており集落運営が順調に運ばれていることがわかる。たとえば、1例をあげれば、住民間の親睦の機会でもある集落単位の年間行事予定についても、2017年（平成29）4月の常会要項には、表10のように示されており、資源ゴミ回収、環境美化の草刈り、娯楽のための夏祭りや秋祭り、バレーボール大会、などの他に、伝統行事としての田植のあとの泥落とし、花田植え、氏神の黄幡社の祭礼、なども継承されていることがわかる。

表 10 下川東の年間行事予定 (2017 年度)

年間行事予定 (下川東関係等)			
4月30日	資源ゴミ回収	8月6日	一斉環境美化 (集落草刈り)
5月28日	下川東花田植え (泥落とし)	8月14日	川東夏祭り
6月4日	壬生の花田植え	10月	稲刈り体験会
6月11日	通学路草刈り (1回目)	10月29日	秋祭り
6月18日	壬生地区バレー大会	11月12日	秋の黄幡さん (祭り)
7月9日	通学路草刈り (2回目)	11月26日	資源ゴミ回収
7月30日	資源ゴミ回収	12月4日	一斉環境美化

* 区長が現在把握している予定部分です。敬老会、ふれあい秋祭り、グランドゴルフ大会等も日程が決まりましたら報告します。



写真 11 お盆の夏祭り



写真 12 お盆の夏祭り



写真 13 花田植の練習風景



写真 14 花田植 囃し



写真15 花田植 早乙女



写真16 小学生に向けての田植教室



写真17 黄幡社の秋祭り



写真18 黄幡社の秋祭りでの餅撒き

(5)「花田植の里 夢ハウス」

下川東の集落運営の基盤としての一角を担っている農事組合法人ファーム川東の事業展開については、JAの勧めで新たに水稻の育苗や熟年女性によるブロッコリーやキャベツなど野菜栽培にも取り組んでみたが、その成果は芳しくなかったのを止めるなどの試行錯誤があった。そうした中で一つの試みとして、定年退職者や熟年女性の中から数人でも参加してもらえばいいということで、代表理事の細本光氏（1952生）が中心となって設立したのが、「花田植の里 夢ハウス」という田舎のパン屋さんである。2014年（平成26）9月オープンで、地域の力を生かして地元産の小麦と米粉を使ったパンの製造販売を始めることとなった。スタッフは店長他11名で、店長以外は1日7名で勤務形態は時間割でシフト制となっている。有志の熟年女性たちも週2、3日なら出勤できるということであった。細本氏はその店長を地元出身で、永年（株）タカキバーカリーの研修センターで職員にパン製造の技術指導をしてきた雪田正照氏（1948年生）に依頼した。それは雪田氏が定年退職になる年であった。ちょうど広島市内の研修センターが閉鎖されてそこで活用してきた機械一式が会社から払い下げられることとなりその有効利用の道が開けたのであった。商品は約39種類で、食事パン、フランスパン、米粉パン、料理パン、サンドイッチ、菓子パン、ドーナツ、スナック、など、1日280個から300個製造している。自動車の交通量もほとんどない田舎の田ん



写真 19 花田植の里 夢ハウス 外観



写真 20 花田植の里 夢ハウス 販売風景

ほの中にポツと1軒できたパン屋である。いったい誰がお客で来るだろうかとみんな心配したが、まもなくそのパンの味を聞きつけた人たちが訪れはじめて地元の客もだが、それだけでなく少し離れたところからのリピーターも増えていった。昼食の時間帯には会社で働く若い女性客が数人で軽自動車で購入に来ている姿もみられる。

以上、ここまでみてきたように、この下川東の集落と講中は農事組合法人ファーム川東を1本の柱として旧来の集落運営と講中という組織を維持し継承していることが指摘できる。

⑤……………本稿の論点

日本各地で2000年～2020年の時期に急速に進んだ葬儀の変化としては、①近隣組織の相互扶助の葬儀から葬祭業者の担当部分の増加による葬儀の商品化へ、②自宅葬からホール葬へ、③集落葬から家族葬へ、④遺体葬から遺骨葬へ、⑤葬儀省略の直葬へ、⑥自然葬や散骨、などの動きが注目されている[国立歴史民俗博物館2002・2015、関沢2017]。そうした変化が日本各地に起こってきているなかで、大都市部とは別に、旧来の地域社会を比較的維持してきている農村部においては、葬儀の変化のうちくに集落葬の伝承に大きな役割を果たしてきていた地域社会の組とか講中と呼ばれる近隣組織の相互扶助の関係が、ホール葬や家族葬へ、という変化の中で、どのように変化しているのか、という問題は民俗学にとって重大な関心事の一つである。そこで、この問題に迫るためには具体的な調査事例の詳細と論拠とが重要であり、それがあいまいなままの葬儀をめぐる概観論や一般論では無意味であると考えて、広島県旧千代田町壬生の下川東という具体的な事例を対象に調査分析を試みたところである。

そして、本稿での検討の結果としては、葬儀の変化が集落の結集に影響を与える程度というのは、それぞれの集落の旧来の結集力に葬儀の相互扶助の関係がどれだけの比重をもっていたかによって異なるということができる。ここで旧来というのは戦後の高度経済成長期(1955～73)を経る中での生活変化の中で1980年代から90年代前半頃までに大きく変わってきたその以前までという意味である。従来は葬儀の相互扶助に大きな比重があったのが地域社会であったが、その相互扶助の⁽⁴⁾関係の弛緩によって集落の結集力が弛緩している例もあることが同じ旧千代田町域でも見出され

る。それは、前稿〔新谷2011〕で論じたところの営農組合としての農事組合法人の設立が堅実であったか否かによるという傾向性がある。葬儀の相互扶助の関係以外でも農業の集落経営維持への結集力が強かった地域社会では、葬儀の変化の中でも一定の結集力は維持されてきている。たとえば、前稿でも本稿でも紹介した壬生地区の丁保余原の事例がそうした事例であり、JA「虹のホール」の利用が始まって、講中の相互扶助の関係は継続されている。逆に法人化ができなかった集落では旧来の集落葬の維持に苦心しており、家の後継者が広島や京阪神などの都市部に住んでいる場合には家族葬が選択されている例もある。したがって同じ旧千代田町域でも集落による差異が表面化してきているのが現状である。つまり、2010年～2020年の急速な葬儀の変化は、それぞれの地域社会のその間の生産と生活の変化に連動して、それまで均質的であった集落運営のありかたに対して、その基盤的な結集力の強弱による差異を顕在化させてきているといえる。1980年代までそれぞれの地域社会でかろうじて維持していた集落結集の形式と実体の中に潜在していた結集力の強弱のさまざまな段階差が顕在化してそれがいま観察されるのである。

このような状況の中で、この下川東の事例を位置づけるとすれば、集落単位の結集力が強い地域社会と位置づけることができる。つまり、この事例に見出される集落の結集力は同じ旧千代田町域の他の事例と同じであると一般化できるものではない。ただ同じ壬生地区の丁保余原の事例のようにこの下川東の事例と同等かあるいはより強固なものかと観察される集落結集の実態もある。その丁保余原には「壬生の花田植」のような伝統行事はない、それにも関わらず強力な集落結集力を維持し続けているのである。下川東の事例が伝統行事「壬生の花田植」が集落結集力の強化に大きな役割を有していることは調査の現場でも明言できる。しかし、それだけではないのである。前述したようにかつて潜在していた個々の集落の結集力が集落ごとにいま顕在化してきているのである。

葬儀の変化と集落運営の変化についての本稿の結論としては、以下のようにまとめることができる。

下川東の場合、2008年(平成20)からJA虹のホールの利用が始まり葬儀にも変化が起こったが、それ以前から少しずつ簡略化への変化は起こっていた。そして近年、JA「虹のホール」の利用が定着してきて葬儀負担の簡略化や簡便化が進みながらも、組や講中の相互扶助のしくみは可能な範囲で維持継承されている。そして、集落経営に関しては下川東の集落と講中は農事組合法人ファーム川東を1本の柱として旧来の集落運営と講中という組織を維持し継承しているということが指摘できる。伝統行事「壬生の花田植」の維持継承がある意味では宿命づけられていることがそれを支えていることはまちがいない、がそれだけではない。同じ北広島町域を対象とした前稿〔新谷2011〕との関係から考えて、この地域で1970年(昭和45)から始まる減反政策と転作奨励、1988年(昭和63)から始まる圃場整備事業をふまえて、およそ2000年(平成12)から2007年(平成19)の時期に農業法人を立ち上げて集落経営へと転換していった集落の場合には比較的集落の結集力が強いといえることができる。この同じ町域の大小約160集落でも2008年の時点で法人組織や特定営農団体が設立されていたのは25集落であった。その農業法人の設立が実現しなかった集落では個家別に農地を維持するために営農会社への委託による受託営農というかたちになっているが、そうした集落ではその結集力の脆弱化がみられ、葬儀の変化においても家ごとのJAをはじめとする葬祭業者への委託というかたちが多くなっているのが現状である。

註

(1)——1976年(昭和51)に国指定の重要無形民俗文化財,2011年(平成23)にユネスコの無形文化遺産登録。『壬生の花田植—壬生の花田植現況調査報告書—』北広島町文化遺産保存活用実行委員会,2019年,参照。

(2)——前掲註(1)に同じ。

(3)——本稿の基礎情報は,この下川東講中の「記録簿」と「常会の記録」と「中組の記録」とであり,それに加

えて現地での参与観察調査と聞き取り調査情報である。本稿における固有名詞の掲載については現地の関係者の方々から了承を得ることができている。

(4)——その間の日本各地の葬儀の変化についての情報としては,1999年,2000年に刊行された国立歴史民俗博物館資料調査報告『死・葬送・墓制資料集成』(東日本編1・2,西日本編1・2)などがある。

参考文献

国立歴史民俗博物館編 2002『葬儀と墓の現在』吉川弘文館

国立歴史民俗博物館編 2015『国立歴史民俗博物館研究報告 高度経済成長期とその前後における葬送墓制の習俗の変化に関する調査研究』191集

新谷尚紀 2011「高度経済成長と農業の変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第171集

新谷尚紀 2015「葬送習俗の民俗変化1」,「葬送習俗の民俗変化2」『国立歴史民俗博物館研究報告』第191集

関沢まゆみ編 2017『民俗学が読み解く葬儀と墓の変化』朝倉書店

(國學院大学大学院)

(2021年3月16日受付,2021年7月27日審査終了)

Changes to Funeral Rites and Inheritance of Settlement Management : The Case of *Akimonto* Settlements that Hand Down “Mibu no Hana Taue”

SHINTANI Takanori

This paper considers rural areas, which had relatively continued mutual aid in the community for funeral rites from the 1980s to the mid-90s, and catalogs the changes that followed, up to today, 2020. Among changes to funeral rites, it analyzes specific research examples and theorizes how the mutual aid relationships of neighborhood organizations, called *koju* (religious associations) or *kumi* (groups), that had played major roles in transmitting funeral rites, especially of a settlement, are changing with the transition to new forms: funeral services at funeral halls and family funeral services. It can be pointed out that the degree of influence that changes in funeral rites have on the cohesion of a settlement depends on how weighted the mutual aid relationships for funeral rites had been in the traditional cohesion of a settlement. The area of study was the northwest region of Hiroshima Prefecture, where *Jodo Shinshu* is prevalent and has followers called *Akimonto*. There, what had been serving major functions in the cohesion of settlements, including mutual aid for funeral rites, were neighborhood organizations, *koju* and *kumi*. Some cases show that such groups have weakened with the introduction of funeral services at funeral halls. In a community that this research concentrated on, however, despite the transition to funeral services at a funeral hall after the opening of Japan Agricultural Cooperative's Niji no horu (rainbow hall) in 2008, it was confirmed that the mutual aid relationship of *koju* and some cohesion was still being maintained. What attracted attention as a background for this was the success in the development from agricultural management as individual families to as a settlement through the establishment of agricultural producers' cooperative corporations, which started in the 1980s. Among the approximately 160 settlements in the same town, large and small, it can be indicated that the 25 settlements that had established a corporate organization or a specified agricultural management group by 2008 tended to maintain relatively strong cohesion as a settlement. Rapid changes took place at the settlements in the town this report surveyed between 2010 and around 2020 concerning the adoption of funeral services at funeral halls. The changes were linked to the changes in production and daily life of the individual settlement, and the report suggests that the management of settlements had been uniform until that time, but the changes brought to the fore the differences in cohesion strength that each settlement had maintained.

Key word: *koju*, funeral service at a funeral hall, farmland consolidation, agricultural corporation, group agricultural management system
